

福島県職員（任期付研究員）採用選考試験受験案内

福島県総務部人事課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
Tel.(024)521-7033

1. 受付期間 平成30年6月11日(月)～8月17日(金)必着

※ 受付後、特に受験票等の送付は行いません。
受験番号については、試験当日の会場受付にてお知らせします。



2. 採用予定年月日及び任用期間

平成30年11月1日から平成34年3月31日まで(3年5か月間)
※ 採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

3. 試験職種、採用予定人員、職務内容及び受験資格

試験職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
環境 【除染・廃棄物分野(環境動態・河川工学)】	1名	河川・湖沼等を対象とした現地観測を踏まえた放射性セシウムを含む土砂堆積・流出挙動の把握、河川敷における除染効果の持続性の確認等による周辺環境影響の把握と必要に応じた対策の検討等を行う。	下記の①又は②に該当する者 ① 博士号を有する者又は平成30年10月31日までに博士課程修了見込みの者で、環境動態又は河川工学に関する研究に従事したことのある者。 ② 修士課程を修了し、①に相当する能力を有すると認められる者。
環境 【除染・廃棄物分野(材料化学・分析化学)】	1名	除染により発生した除去土壌等の長期保管に伴う課題への対応として、室内試験や実地試験による保管容器、遮水シート等の仮置場資材(主に高分子材料)について、劣化メカニズムの解明や寿命予測等を行う。	下記の①又は②に該当する者 ① 博士号を有する者又は平成30年10月31日までに博士課程修了見込みの者で、材料化学又は分析化学に関する研究に従事したことのある者。 ② 修士課程を修了し、①に相当する能力を有すると認められる者。
環境 【環境動態分野(環境動態・陸水学)】	1名	河川・湖沼等における放射性核種の移動・挙動の実態把握、評価のための数理モデルを用いた定量的な予測を行うとともに、複数モデルの検証を行い、本県の地形により適したモデルの選定や既存モデルの改善に向けた検討等を行う。	下記の①又は②に該当する者 ① 博士号を有する者又は平成30年10月31日までに博士課程修了見込みの者で、環境動態又は水環境に関する研究に従事したことのある者。 ② 修士課程を修了し、①に相当する能力を有すると認められる者。

※ 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する者は受験できません。

4. 選考方法

研究業績等の書類審査及び面接審査により、合格者を決定します。

5. 試験(面接審査)期日、会場及び合格者発表

期日	試験会場	合格者発表
平成30年9月3日(月) ※ 別途通知する時間までに試験会場に集合のこと。	福島県自治会館1階 福島県消費生活センター 研修室 (福島市中町8番2号)	平成30年9月10日(月) ※ 合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに福島県のホームページに掲載するほか、各受験者に文書で可否を通知します。

6. 応募手続

下記(1)の書類に必要事項を記入し、**期限内に郵送又は持参により下記(2)の申込先**に提出してください。

(1) 提出書類

- ・ 選考申込書
- ・ 研究業績書
- ・ 履歴書
- ・ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- ・ 最終学校の成績証明書(厳封のこと)
- ・ 研究論文(学位取得論文、その他発表した論文)
- ・ 推薦書 1通

} 用紙は、福島県のホームページから入手できます(下記「10.その他」参照)。

(2) 受験申込先

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

TEL(024)521-7155

(3) 留意事項

郵送による場合は、封筒の表に赤で「受験申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。なお、簡易書留によらない郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。また、受付期間内に必着するように送付してください。

受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。土日祝日は受付していません。

受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

7. 勤務先

福島県環境創造センター(福島県田村郡三春町深作10番2 田村西部工業団地内)

8. 給与等

(1) 給料

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例が適用され、研究経験年数等に基づいて給料の額が決定されます。(例:給料月額337,000円～402,000円。なお、給与改定により額が変わる場合があります。)

(2) 諸手当

上記給料のほか、通勤手当、期末手当、任期付研究員業績手当等がそれぞれの手当支給条件に応じて支給されます。

9. 試験結果の開示

この試験の結果については、福島県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	合格者発表日から1か月間	福島県総務部人事課 (本庁舎2階) (福島市杉妻町2番16号)

10. その他

(1) この試験に関し不明な点は、上記6. の(2)の受験申込先に問い合わせてください。

(2) この受験案内及び提出用紙は、福島県のホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>)からも入手できます。